

「環境と関税政策に関する研究会」における
議論の整理のポイント

平成 22 年6月18日

環境と関税政策に関する研究会

「環境と関税政策に関する研究会」における議論の整理のポイント

関税政策と深く関連する気候変動対策上の課題について、国際的な議論の動向を客観的に整理し、法律学、経済学等の専門的見地から分析した結果を整理した。その概要は以下のとおり。

第一章 炭素リーケージの影響と国際的な議論の動向

- 炭素リーケージ：国内排出量取引制度等を導入した炭素排出規制の厳格な国（「高規制国」）における生産が同規制の緩やかな国（「低規制国」）における生産に切り替わり、後者における炭素排出量が増加する現象。結果として世界全体の炭素排出量が増加する可能性。先進各国においては、産業・雇用の面でも深刻に捉えられている。
- 炭素リーケージへの対応：
 - ①輸入品にも排出枠償却義務を課す等の「輸入品コスト上乘せ方式」（輸出還付の併用も可）
 - ②特定の産業に対して排出枠を無償供与する等の「特定産業コスト軽減方式」
- 各国の動向：EU 及び米国は炭素リーケージ対策の導入を検討。中国等の途上国はこれに反発。

第二章 炭素リーケージへの対応の実施手法に関する基礎的な論点

- 炭素リーケージの生じ易い産業：①炭素制約の下で製造コストの増加が大きく、かつ②製造コスト増の製品価格への転嫁が困難な産業。
- 技術上の論点：各産業の生産活動に伴う炭素排出量の計測手法は、現在、国際的な統一が進みつつあり、ある程度確立。他方、実際の測定を推進するためには技術的課題を克服する必要。現時点では、低規制国において、同様の計測手法を利用した測定が十分に普及していないことから、輸入品に係る炭素排出量を何らかの基準により概括的に推定し、認定する必要。

第三章 WTOルール整合性

① 輸入品コスト上乘せ方式をとる場合

- 国内排出量取引制度が内国税・課徴金に当たるとして、炭素リーケージ対策を国境税調整（輸入産品に内国税賦課、輸出産品に内国税還付）と位置付ける場合、製造時のエネルギー消費や排出炭素に着目した負担の賦課について国境税調整が認められるか否かが問題となるが、拠るべき先例はない。また、各国の国内排出量取引制度は、国境税調整の前提となる仕向地主義とは必ずしも整合的でない。
- 国境税調整として認められる場合でも、最恵国待遇規則（同種の輸入産品間で仕出国に基づいて待遇の差異を設けることを禁止）と内国民待遇規則（同種の国内産品に比して輸入産品を不利に扱うことを禁止）を満たすことが求められる。その際、製造時に多量の炭素排出を伴う産品とそうでない産品とを「同種の産品」と認めるかどうかの問題となるが、WTOの先例によれば、両者の同種性を否定することは困難。
- 以上のWTOルールに抵触する場合であっても、最終的には、GATT20条の一般的例外規

定の適用により許容される可能性。そのためには、炭素リーケージ対策の環境改善効果を示すとともに、国連気候変動枠組条約に規定する先進国と途上国の「共通だが差異ある責任」原則との整合性に配慮した形で適切に制度設計される必要。

② 特定産業コスト軽減方式をとる場合

- 輸出や国産物品優遇を法令上又は事実上条件とするのでなければ、**補助金協定上禁止される補助金**に該当しない。また、これが他の加盟国の国内産業に対する損害等の悪影響を及ぼすものでなければ、**相殺措置の対象**とならない。

第四章 経済学からの分析と理論的評価

- 輸入品コスト上乗せ方式**：単独では炭素リーケージの解消に十分効果的ではない。輸出還付を併用すれば強力な措置となり得るが、国内の炭素排出量抑制に負の効果。また、貿易に対する強い影響を及ぼし得ることから、その国際経済への影響を十分見極める必要。国際法の面では、WTO ルール上の諸課題を極力解消するため、環境政策上十分な効果を有するとともに、途上国に配慮した措置とすることが求められる。
- 特定産業コスト軽減方式**：炭素リーケージを防ぎ得るものの、対象産業を国内炭素制約の対象外とすることにより、国内の炭素排出量抑制に負の効果。国際法の面では、WTO 補助金協定上の課題を解消するため、輸出や国産物品優遇を法令上又は事実上条件とすることのないよう、また、他の加盟国の利益に対して悪影響を及ぼすことのないように措置する必要。

第五章 環境物品

- WTO ドーハ・ラウンドにおいて、**環境物品の関税削減・撤廃**を進めるに当たり、予め合意する物品リストと実際の用途のいずれに着目するか、また前者の場合どの物品をリストに掲載するかについて議論してきた。今後も各国からの提案を踏まえて議論が継続される見通し。具体的な関税削減・撤廃の実現に向け努力を行うべき。
- 我が国が提案している**省エネ物品**については、国際的な省エネルギー基準の策定や、税関における識別可能性といった技術的な課題について検討を進める必要。